

町有地売却 質疑応答一覧

質疑	回答
土地① 建物関係	
既存建物は昭和53年のものだがアスベストを使用した可能性はあるか	不明です。
既存建物はいつ頃まで住んでいたか	平成29年度まで居住者がいました。
<p>既存建物を一時的に使いたい</p> <p>既存建物を改修し店舗にしたい</p>	<p>使用することを禁止するものではありませんが、実施要領p.2に記載のとおり、町では建物に関する一切の調査を実施しておらず、建物の品質は保証できません。以上を承知の上、購入者の責任において使用してください。</p> <p>(以下、実施要領p.2から一部抜粋)</p> <p>なお、①の土地にある建物は、買主による解体撤去を前提として引渡しを行うものであり、最低売却価格の設定についても、建物の解体費を考慮したものとなっています。</p> <p>したがって、その建物の品質、建物に居住することまたは居住することを予定したことにより生じる不利益について、町は一切の責任を負いません。建物状況調査やアスベスト含有状況の調査等は一切実施しておりません。</p>
既存建物の耐震性は問題ないか	不明です。
既存建物はいつまでに壊さなければならないか	期限は定めていません。

町有地売却 質疑応答一覧

質疑	回答
その他	
土地を購入したらいつまでに建物を建てなければならないか	期限は定めていません。
落札後に代金を払えなかったらどうなるか	代金をお支払いいただけない場合は、契約書案 第10条第1項のとおり、契約解除となります。したがって、場合により契約書案 第10条第2項のとおり違約金をお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。